

第206回宮城県都市計画審議会議事録

第206回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：令和5年11月22日（水）
午前10時から午前10時45分まで
場 所：県行政庁舎4階 特別会議室
(We b 併用)

○次第

- 1 開 会
- 2 報 告
第205回宮城県都市計画審議会議案の処理について
- 3 議案審議（1件）
議案第2395号 大崎広域都市計画区域の変更について
- 4 その他
- 5 閉 会

○出席委員

阿留多伎真人	尚綱学院大学名誉教授
大崎早苗	宮城県農業士会副会長
内田美穂	東北工業大学工学部教授
玉山直美	弁護士
志水田鶴子	仙台白百合大学准教授
千葉琢夫	宮城県住宅供給公社常務理事
増田聡	東北大学大学院経済学研究科教授
山田理恵	東北電子産業株式会社代表取締役社長
吉田朗	東北芸術工科大学教授
前島明成	農林水産省東北農政局長（代理）
石谷俊史	国土交通省東北運輸局長（代理）
山本巧	国土交通省東北地方整備局長（代理）
原幸太郎	宮城県警察本部長（代理）
伊藤康志	宮城県市長会会長（大崎市長）（代理）
遠藤隼人	宮城県議会議員
佐々木功悦	宮城県議会議員
橋本啓一	宮城県市議会議長会会長（仙台市議会議長）
色川晴夫	宮城県町村議会議長会会長（松島町議会議長）

（以上18名、敬称略）

○審議結果

- ・議案第2395号 大崎広域都市計画区域の変更について

【議決】 原案を承認する。

1 開会

○事務局（工藤総括） ただいまから第206回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

（1）会議の成立

○事務局（工藤総括） 議事に入ります前に、委員の改選がございましたので、御紹介いたします。お手元の委員名簿を御覧下さい。宮城県市議会議長会会長の橋本啓一（はしもと・けいち）委員です。

続きまして、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、18名の委員の御出席をいただいております。定足数の十名を超えておりますので、都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。ここで傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願い申し上げます。

次に、Web会議システムで参加されている委員の皆様には、3点お願いがございます。Web会議システムで参加されている委員の皆様には、注意事項を記載した資料を送付しておりますので、そちらを御覧ください。1点目、発言者の音声聞き取りやすくなるよう、御発言の時以外は、常にマイクをミュートの状態にしてください。2点目、発言される際は、カメラに向かって挙手いただき、議長が指名するまで、挙手の状態でお待ちください。議長から指名を受けましたら、マイクのミュートを解除し、お名前をおっしゃってから、御発言ください。最後に3点目、各議案の採決に入りましたら、議長の採決の問いかけに対し、ミュートを解除して御異議の有無について御発声ください。御発声の後は再びミュートの状態に戻してください。なお、もし事務局の画面が映らなくなった場合は、復旧するまでそのままお待ちください。

続きまして、本日の配付資料についてですが、Web会議システムで参加されている委員の皆様には、事前に資料を送付させていただいておりますので、そちらを御準備願います。資料は全部で8種類ございます。座席図、委員名簿、議案書、報告資料1、報告資料2、都市計画審議会条例、宮城県都市計画審議会議事運営規則、最後に第205回審議会議事録でございます。よろしいでしょうか。

先ほど、傍聴者の方から、この会議の内容について録音の申し出がありました。この場合、傍聴要領の第2条第3項にもとづいて、会長の許可を得た場合に限り、写真撮影、録画、録音しても良いことになっております。会議開始前に会長から写真撮影、録画、録音の許可をいただいておりますので、委員の皆様も御了承ください。

それでは、審議をお願いしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が行うことになっておりますので、増田会長、よろしく御願いいたします。

（2）議事録署名人の指名

○増田議長 それでは、本日もよろしく御願いいたします。初めに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。玉山直美委員と遠藤隼人委員をお願いいたします。

2 報告（第205回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について）

○増田議長 続きまして、第205回の審議会における議案の処理状況について、事務局から報告願います。

○事務局（中嶋都市計画課長） それでは、前回議案の処理について報告いたします。お手元の議案書2ページを御覧ください。

前回の第205回審議会におきましては、表に記載のとおり、議案第2390号「特殊建築物の敷地の位置について」から第2394号「大郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」までの5件を御審議いただきました。

議案については、処理結果に記載のとおり、議案2390号及び議案2391号は、所定の手続きをすべて完了しております。議案2392号から議案2394号までは、現在、手続き中でございます。以上でございます。

○増田議長 委員の皆様から何か御質問はありますでしょうか。それでは、私から1点御質問ですが、手続き中であるという議案第2392号から議案第2394号については、すでに手続きが終了した議案第2390号及び議案第2391号と比べて、何か理由があるのでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 現在、手続き中である議案第2392号から議案第2394号につきましては、通常の手続きに加えて、国土交通大臣の同意を要する案件であり、その手続きに時間を要しているものでございます。

○増田議長 承知しました。他に委員の皆様から何か御質問はありますでしょうか。もし無いようでしたら、以上で第205回の審議会における議案の処理状況の報告について、終わりにしたいと思います。

3 議案審議

○増田議長 続きまして、議案の審議に入ります。本日の議案は、議案第2395号の1件となっております。円滑な議事運営に努めて参りますので、御協力をお願い申し上げます。

それでは、議案第2395号「大崎広域都市計画区域の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

議案第2395号 大崎広域都市計画区域の変更について

○事務局（中嶋都市計画課長） それでは、議案第2395号「大崎広域都市計画区域の変更について」について御説明します。「議案書」の4ページを御覧ください。都市計画区域の名称及び変更理由お示ししております。大崎広域都市計画区域は大崎市、加美町、涌谷町及び美里町の4市町からなり、区域区分を定めない非線引き都市計画区域です。

今回の変更は、「4 変更理由」に記載のとおり、大崎市と加美町にまたがる区域において、行政区域が変更となったため、都市計画区域を変更するものです。

議案書6ページをお開きください。大崎広域都市計画区域を示したものです。図面左側の小さな赤枠で囲んだ区域を拡大したものを図面右上に示しております。今回の変更は大崎市内の都市計画区域とそれに隣接する加美町の都市計画区域外の地区で行われた土地改良事業により、大崎市と加美町の行政区域が変更になったことに伴い、都市計画区域を変更するものです。

ピンク色で着色した部分が新たに都市計画区域に追加する区域、青色で着色した部分が都市計画区域から除外する区域です。

なお、今回の変更に伴う都市計画区域の面積は、追加面積が0.3ha、除外面積が0.2haとなり、合計で0.1haの増加となります。

以上で議案第2395号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

- 増田議長 ただいま事務局から説明がありました。委員の皆様から、御意見、御質問等ございますでしょうか。事業に伴い、町境が直線に付け替えられたのでそれに伴い区域の変更が生じたという案件です。特に御意見ございませんでしょうか。それでは、お諮りいたしたいと思っております。議案第2395号について原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

- 増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】 議案第2395号：原案のとおり承認する。(賛成18名、反対0名)

- 増田議長 以上で本日本日予定していた審議案件はすべて終了でございます。事務局から他に何かございますか。

- 事務局(中嶋都市計画課長) 今後の都市計画審議会に付議する予定の、「大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について事前の御説明をしたいのですがいかがでしょうか。

- 増田議長 次回以降、本格的な議論が始まるため、それについて、事前の説明をしておきたいということだと思います。事務局から御説明をお願いしたいと思います。説明につきましては、「大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」についてまとめてお願いします。

- 事務局(中嶋都市計画課長) それでは、初めに「大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について御説明させていただきます。報告資料1の1ページをお開きください。ここでは現在の大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、策定当時想定した都市計画区域

内人口や予定していた事業等がどうなったのかを検証しております。資料下段の左側のグラフ1を御覧ください。大崎広域都市計画区域内人口は、現行計画では、基準年である平成27年国勢調査人口128,500人から、20年後の令和17年には109,800人と18,700人減少すると推計しておりました。これに対して、令和2年の国勢調査結果は、130,100人となっており、当時推計した124,900人より5,200人増加しております。これを踏まえ、今回の改定では、令和2年の実績値130,100人を基点とし、目標年である令和22年の都市計画区域内の将来人口規模を115,400人と推計いたしました。グラフ2及び3を御覧ください。

現行計画の基準年である平成27年と今回改定予定の基準年である令和2年の行政区域内人口に占める、都市計画区域内人口の割合は、平成27年が64.7%、令和2年が69%と4.3ポイント増加しています。また、平成27年から令和2年までの5年間で行政人口は10,000人減少しているのも関わらず、都市計画区域内人口は10,600人増加しております。このことから、都市計画区域内への人口集約による都市のコンパクト化が進んでいることが分かります。

2ページ及び3ページには、現行計画の位置づけた概ね10年以内に実施することを予定する主要な事業を記載しております。いずれも継続的に事業が進められており、「ごみ焼却施設」や「市庁舎」、「市街地開発事業」などはすでに完了しております。「(3) 頻発・激甚化する自然災害への対応」については、令和元年東日本台風や令和4年7月の豪雨により本区域内に甚大な被害が発生したことから、今後も引き続き河川改修などに取り組んでいくこととしております。

4ページをお開きください。今回改定を予定している大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しの目的や方針及び要旨です。

「(1) 見直しの目的」は3点あり、「人口減少社会に対応した「集約型都市構造」の実現」、「新・宮城の将来ビジョンに掲げる「富県躍進」の実現」、「激甚化する災害に対応したまちづくりの推進」としております。

「(2) 見直しの方針」は4点あり、「本区域及び県北地区の発展を牽引する中核都市圏の形成」、「中心市街地の活性化の促進」、「地域特性や広域的な交通条件を活かした産業の振興」、「ゆとりと安らぎのある生活環境の形成」としております。

「(3) 見直しの要旨」は3点あり、1点目は「コンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現」です。効率的な都市運営体制を構築するため、コンパクトシティとそれらをつなぐ交通施設としてのネットワークの強化が重要であることを踏まえて、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの概念を明確に示すこととしております。2点目は「古川地域の中核拠点の維持と集約型都市構造の形成」です。古川地域の中心市街地において、市街地開発事業により整備された公共公益施設や業務施設の機能の充実、強化を行いました。引き続き都市機能や広域的な防災機能の集約化を図ることとしております。3点目は「防災における流域治水の推進」です。今年の頻発化・激甚化する豪雨災害を踏まえて、流域内のあらゆる関係者が、協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」を計画的に推進することとしております。

本日は別添1として見直し素案と、別添2として新旧対照表を委員の皆様にお配りしております。後程、御確認いただければと思います。「大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の事前の御報告は以上です。

次に、「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について御説明いたします。報告

資料2の1ページをお開きください。都市計画区域マスタープランの構成についてお示ししております。前回の審議会では、「A.都市計画の目標」の「(イ)人口の現況及び将来の見通し」について御報告しました。本日は残る赤枠で囲んだ項目について御説明させていただきます。

資料3ページをお開きください。産業規模の現状及び将来の見通しの考え方についてですが、都市計画基礎調査結果を基に、製造品出荷額及び商品販売額から目標年の概ねの産業規模を算出します。①の製造品出荷額については、県の総合計画である新・宮城の将来ビジョンにおける将来目標値を基本に、②の商品販売額については、新・宮城の将来ビジョンで将来目標値を定めていないため、卸売販売額と小売販売額の趨勢により推計することとしております。

資料4ページをお開きください。県の総合計画である新・宮城の将来ビジョンでは、本県の製造品出荷額の増加率を年平均1.26%と見込んでおります。

資料5ページをお開きください。仙塩地区では写真の示すとおり、電子・電機・自動車関連などの企業立地が進んでおり、また、今後半導体関係の企業立地も予定されております。

資料6ページをお開きください。以上より、今後も製造品出荷額の増加が見込まれることから、新・宮城の将来ビジョンの増加率である1.26%を用いて、目標年である令和12年の製造品出荷額を約2兆8千億円としました。

資料7ページをお開きください。商品販売額については、新・宮城の将来ビジョンにおいて、将来目標値を定めていないことから、過去の推移を基に算出することとし、目標年である令和12年の商品販売額を約9兆5千億円としました。

資料9ページ以降には、仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要版を添付しております。かいつまんで御説明いたします。

資料14ページをお開きください。「A.都市計画の目標」につきましては、ここに記載の4点としております。将来都市構造につきましては、16ページ及び17ページのイメージ図のとおり、多極連携集約型都市構造としております。

資料22ページをお開きください。土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、今回の見直しにおいては、ページの下段に記載の地区について、計画的な市街地整備の見直しがある地区として市街化区域への編入を予定しております。仙台市で7地区、名取市で1地区、富谷市で1地区の計9地区で約140haとなっております。これらの地区につきましては、現在、国や関係機関との協議を進めているところであり、今後市街化区域への編入を目指してまいります。

資料23ページをお開きください。只今の説明に加え、仙台市、名取市、岩沼市、富谷市及び利府町の生活・交通利便性が高い地域においては、都市機能の向上や基盤産業の活性化等を目的として商業、業務、住宅地の形成を図ってまいります。また、仙台市、岩沼市、富谷市、利府町及び大和町の高速道路IC周辺等の物流拠点へのアクセス性を考慮した地区につきましては、富県躍進の実現に向けて地域経済を力強く牽引する、ものづくり産業の発展と新技術・新産業の創出を支える産業地の形成を図ってまいります。このような地区はいわゆる一般保留地区であり、計画の進展を図りながら市街化区域に編入される際の必要な条件が満たされた段階で農業・環境等の必要な調整を行い、市街化区域への編入を行ってまいります。

資料の最後の31ページに仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針における主要な都市計画を図で示しております。また、別添としまして、見直し素案と新旧対照表を委員の皆様にお配りしておりますので、後程、御確認いただければと思います。報告事項につきましては以上でござ

ございます。

○増田議長 ただいま事務局からなされました報告につきましては、今後の都市計画審議会の事案として、次回以降に付議される予定となっております。報告事項ではございますが、この場で質疑応答を行ってもよろしいでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 質疑等がございましたら、お応えできる範囲で御回答いたしたいと思っております。

○増田議長 それでは、委員の皆様から、質疑等ありましたら、お願いいたします。

○橋本委員 本日、初めて本審議会に出席いたします、橋本啓一でございます。よろしくお願いたします。今、市街化区域編入等についての予定地の説明をいただきました。確認いたしたいことがございます。

添付資料において、「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の素案がございまして、素案の3ページを拝見した際に、「（2）都市づくりの基本理念」の3段目に「立地適正化計画の積極的な活用を図る」とあります。今の仙塩広域都市計画区域は11市町村で進められているところでございますが、仙台市や富谷市は今年の3月に立地適正化計画を策定いたしました。この立地適正化計画というものは、医療、福祉、子育て支援及び商業の各分野について、今後どのように計画的に誘導していくのかというのを示すのが大きな目的であると理解しています。例えば、昨今、県と市町村で4病院の移転に係る議論が行われていますが、それはそれとして、仙塩広域都市計画区域のように複数市町村による広域的な生活圏であるとか、経済圏が形成されているときに、関係する市町村がもう少し連携して立地適正化計画を策定することによって、圏域内における都市機能の役割分担というものが可能なのではないかと感じておりました。そこで、もっと効率的な施設の整備や管理を可能とするため、例えば、その11市町村のうち、先ほど申し上げた仙台市と富谷市だけではなく、残りの市町村にそういった立地適正化計画を策定していただくように誘導する、もしくは、宮城県の方でももう少し主導的に広域立地適正化の基本方針を定めることを検討しても良いのではないかと感じたところです。この部分について、宮城県の考え方を確認させていただきたいと思っております。

○事務局（中嶋都市計画課長） 立地適正化計画につきましては、コンパクトなまちづくりを進める上で、大変重要な計画であると思っております。先ほど橋本委員がおっしゃったとおり、仙台市の定める立地適正化計画は内容的には非常にコンパクトになっておりまして、まさに仙塩広域都市計画の中心となって牽引する自治体のあるべき姿であると感じております。この11市町村につきましては、仙台市を中心として交通、通勤や商業も含めまして様々な結びつきが強い区域なので広域都市計画となっております。仙台市及び富谷市以外の各市町村につきましては、立地適正化計画の策定を目標に、今、色々と調査等を進めている市町村もございまして、中々すぐには、策定が難しい市町村もございまして。我々、宮城県といたしましては、広域的な視点から、仙塩広域都市計画区域全域において、立地適正化計画が定められることが望ましいと思っており、現在、各市町村と意

見交換を行っております。引き続き早期の立地適正化計画策定に向けて、支援を行って参りたいと考えております。

○橋本委員 ありがとうございます。仙台市及び富谷市において、積極的にこういった計画を進めているということでしたが、中々、そのような動きが進まないという市町村もあるかもしれません。であるならば、なおさら宮城県が主導的立場でそういった基本方針を定めても良いのではないかと御提案させていただいた次第です。

もう一点だけ確認をさせてください。先ほど、最後に「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 付図」において、全体的な今後の整備の進め方について説明をいただきましたが、少し気になったところがありました。

素案の78ページの「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 付図」については、当然、市町村から整備、開発の区域について申請が上がってきたものを基に整理が行われていると思うのですが、そういった調整が行われているのか確認させてください。

○事務局（中嶋都市計画課長） 基本的に市町村からの案の申し出を受けて、その中身を県の方で熟度や進捗状況といったものを勘案して、お示ししている素案の中に取り込んでいるという形でございます。各市町村に対しましては、色々と聞き取り等も含めて協議やヒアリングをさせていただいているところでございまして、今後、この内容で国とも調整を進めていきたいと考えており、県の都市計画審議会にも付議して参りたいと考えております。

○橋本委員 ありがとうございます。少し細かいところで恐縮ですが、例えば素案78ページ付図中の四角の12番は上愛子樋田という地域ですが、左上の四角の1番から29番まで各地名が一体的に記載している表の中では、上愛子という地名でしか記載がされておりません。また、四角の10番に八木山中央とありますが、素案の65ページを拝見しますと八木山中央南と表記されており、実は似ているようですが、具体的に示すエリアが付図と説明文で異なるということもございまして、名称に差異が生じているのが気になりました。示す地域が異なってくることから、その辺をよく市町村と調整を行っていただければと思いました。

○事務局（中嶋都市計画課長） 御指摘ありがとうございます。不整合につきましては、再度確認を致しまして、修正させていただきたいと思っております。

○増田議長 他に何か御意見はありますか。それでは、私から3点ほど確認をさせていただきます。「大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の新旧対照表の17ページに都市構造図が記載ありますが、よく見ると、小牛田の付近の丸の色が桃色から黄色に変わっております。人口動向や産業集積動向により集約的に居住する地域に動きがあるようですが、もし変更するのであればその理由付けについて本文の中で、こういう動向なので、こう変更がありましたというのを明記した方がいいのではないかと思います。

その他に「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の概要11ページについて、下に六つ四角で囲まれた文章がありますが、右下の四角囲いの中の第3段落中「今後も地方部におけ

る人口減少の進行と中心市街地の活力低下が懸念される」と記載があります。「地方部」という言葉の定義が中々難しいと思いました。この文章中では「中心」と「地方」とで対比的な使い分けがなされているように読めますけれど、地方には東京と地方のような定義での使い方もあるので、どのような定義で使用しているのかについて後で検討しておいていただければと思います。

最後に少し些末な事柄ですが、大崎と仙塩の新旧対照表とで、新と旧の並びが、それぞれで左右逆になっており、読んでみると少し混乱するので、資料を作り変えることまで必要か分かりませんが、読んでいて分かりやすくなるように資料を整理いただければと思います。

今後の審議に向かって、先ほどの地区名の不具合も修正されると思いますので、各種チェックをよろしくお願いいたします。私からは以上です。他に委員の方から何か御意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本日の予定されている内容は以上で終了となります。御協力ありがとうございました。

○事務局（工藤総括） 以上をもちまして、第206回宮城県都市計画審議会を終了いたします。次回の開催日程につきましては、後日改めて連絡を申し上げます。本日はありがとうございました。

令和5年11月22日（水）午前10時45分 閉会

以上のとおり相違ないことを証する。

議事録署名委員

署 名 印

署 名 印